

資格取得を希望する場合の注意事項

以下の要件をご確認の上、必ず出願前に中百舌鳥キャンパス窓口までご相談ください。

1. 教育職員免許状

本学で開設する「教科及び教職に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」及び「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の履修を認めます（一部科目を除く）。

ただし、実験・実習・演習科目の履修は、本学の卒業生に限ります。

また、本学の卒業生で教育実習又は介護等の体験を希望する場合は、履修要件があり、実習の前年度に申込みが必要となりますので、事前にご相談ください。

履修のご相談の際には、出身大学が発行する学力に関する証明書（教職の単位修得証明書）を持参の上、窓口までお越しください。

なお、出願にあたっては、以下の点にご留意ください。

- (1) 教育職員免許法「別表第1」「別表第2」「別表第2の2」により免許状を取得する方には、免許法に基づく一般的なアドバイスをさせていただきます。ただし、必要な単位等の確認は必ずご自身の責任で行ってください。居住地の都道府県教育委員会（現職教員の場合は勤務地の都道府県教育委員会）で、必要な単位等を相談することができます。
- (2) 教育職員免許法「別表第4」から「別表第8」に定められる教育職員検定により免許状を取得する方は、必ず居住地の都道府県教育委員会（現職教員の場合は勤務地の都道府県教育委員会）に必要な単位の内訳等をご確認ください。教育職員検定は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行うものです。本学では、必要な単位等の確認や説明は行わず、一切の責任を負いません。

2. 社会福祉士

資格取得に必要な実習科目は、本学 地域保健学域 教育福祉学類・人間社会学部 社会福祉学科・社会福祉学部卒業生に限り、履修を認めます。

なお、社会福祉実習の履修は、社会福祉実習を除く社会福祉士試験受験資格指定科目を修得した者に限り、ます。

また、社会福祉実習の科目等履修は、2021年度まで実施し、2022年度からは廃止しますので、希望者は2021年度までに、履修してください。2008年度以前入学生については、告示改正によるカリキュラム変更により、科目等履修が可能かを確認する必要がありますので、余裕をもって事前にご相談ください。

3. 保育士

資格取得に必要な科目は、本学 地域保健学域 教育福祉学類・人間社会学部 社会福祉学科・社会福祉学部卒業生に限り、履修を認めます。

ただし、2019年4月1日からの告示改正に伴い、2019年3月31日以前の卒業生が、科目等履修で保育士資格を取得するためには、新カリキュラムの内容を満たす必要があります。

このため、卒業前に履修済みの保育士指定科目及び単位を新カリキュラムに読み替えた上で、新カリキュラムに定める内容を満たすために必要な科目及び単位を履修する必要がありますので、ご注意ください。確認に時間が必要となりますので、余裕をもって事前にご相談ください。

なお、卒業時の履修状況や本学の科目等履修提供科目状況により、本学において、全ての科目が履修できない場合がありますので、あわせて、確認してください。

4. スクールソーシャルワーク教育課程

課程修了に必要な講義・実習・演習科目は、2021年度は本学 地域保健学域 教育福祉学類・人間社会学部 社会福祉学科・社会福祉学部卒業生に限り、履修を認めます。2022年度以降の取り扱いは未定です。

注) 本学の卒業生とは、大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学を含みます。